

平成 31 年 3 月 11 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博

平成 31 年度春季北海道観光需要喚起事業  
委託業務に係る企画提案の募集について

日頃より、北海道観光の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に関わる委託業務について、次のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 事業名  
平成 31 年度春季北海道観光需要喚起事業
- 2 事業目的  
平成 31 年 3 月の「北海道ふっこう割」の終了後の反動を最小限にとどめるため、事業者の創意工夫による即効性のある需要喚起の取組みを実施することにより、夏季の観光シーズンへつなげる。
- 3 事業概要  
別紙「企画提案応募要領（企画提案指示書）」のとおり。  
なお、事業詳細に関する説明会は開催しません。
- 4 今後のスケジュール（予定）
  - 3 月 11 日（月）：公示・観光振興機構 H P に掲載
  - 3 月 14 日（木）：企画提案参加表明締切
  - 3 月 18 日（月）：企画提案書提出期限
  - 3 月 18 日（月）：企画提案の審査、委託事業者決定
  - 4 月 1 日（月）：契約締結

【お問い合わせ】

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階  
公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援事業部 鶴蒔 徹

電話 011-231-2900

E-mail t\_tsurumaki@visithkd.or.jp

平成 31 年度春季北海道観光需要喚起事業  
企画提案指示書

1 委託事業名

平成 31 年度春季北海道観光需要喚起事業

2 事業目的

平成 31 年 3 月の「北海道ふっこう割」の終了後の反動を最小限にとどめるため、事業者の創意工夫による即効性のある需要喚起の取組みを実施することにより、夏季の観光シーズンへつなげる。

3 委託業務内容

(1) 需要喚起事業の実施

次の点を考慮した事業を実施すること。なお、事業内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構（以下、「当機構」という。）と協議して決定すること。

- 平成 31 年 4 月の道内旅行を喚起するもの（ただし、ゴールデンウィークは除く）
- 道内客、道外客両方の旅行需要を喚起するもの
- 北海道観光の課題である地域偏在の解消に寄与するもの

(2) 事業実施報告書の提出

事業終了後、本事業の実施結果と成果を取りまとめの上、報告書として提出すること。

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

5 予算総額

4,000 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 企画提案の内容により複数の事業者と契約する場合、予算は契約社数で按分することとし、契約金額は当機構と協議の上決定する。また、契約金額に関わらず、契約締結日以降に実際にかかった経費に応じて支払いをする。

6 スケジュール

公示・当機構HPに掲載	3月11日（月）
企画提案参加表明締切	3月14日（木）17時00分
企画提案書提出期限	3月18日（月）10時00分
企画提案の審査、委託事業者決定	3月18日（月）午後
契約締結	4月1日（月）以降
業務終了・事業報告書提出・精算	7月31日（水）

7 参加資格

(1) 本邦に本社若しくは事業所等（本業務を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団または暴力団員の統制下にある法人を除く。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

## 8 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、次の事項をメールで送信すること。

- (1) 記載事項  
メールの件名：平成31年度春季北海道観光需要喚起事業への参加表明  
記載事項：法人名、代表者名、所在地、担当者名、電話番号、メールアドレス
- (2) 提出期限  
平成31年3月14日（木）17時00分
- (3) 提出先  
t\_tsurumaki@visithkd.or.jp

## 9 企画提案書及び見積書について

- (1) 企画提案書は別紙「企画提案書様式」を用いて作成すること。
- (2) 企画提案内容に、企画提案者名を明示しないこと。また企画提案者を類推可能な固有名詞は用いないこと。
- (3) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定に係る以外の目的には使用しない。
- (4) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (5) 見積書は任意の様式とし、費用項目の明細を記載すること。
- (6) 企画提案書及び見積書は予算1,000万円を前提に作成すること。ただし、実際の契約金額については当機構と協議の上決定すること。
- (7) 企画提案書及び見積書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出された企画提案書及び見積書は返却しない。

## 10 企画提案書及び見積書の提出

企画提案書及び見積書は次のとおりメールにて送信すること。

- (1) 記載事項  
メールの件名：平成31年度春季北海道観光需要喚起事業の企画提案書等の提出
- (2) 提出期限  
平成31年3月18日（月）10時00分
- (3) 提出先  
t\_tsurumaki@visithkd.or.jp
- (4) その他  
見積書は社印押印の上、PDFで送ること。

## 11 審査方法

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ企画提案書提出期日までに企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 審査は企画提案書のみで実施する。
- (3) 審査は本件担当以外の者で構成される審査委員により、企画提案者が特定出来ないよう無記名の企画提案書にて実施する。

## 12 審査基準

企画提案は次の項目を審査した上で、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性  
事業目的に資する内容となっているか、等
- (2) 実行性  
本事業を遂行するに足る組織体制、人員、能力が整っているか、等
- (3) 経済性  
費用と効果が明確であり、費用対効果に見合ったものか、等
- (4) 独創性  
企画提案内容に独自性があるか、等
- (5) 波及性  
企画提案内容の実施により、波及的効果が見込まれるか、等

## 13 留意事項

- (1) 当該事業は、契約締結日以降に実際にかかった経費に応じて支払いをするが、その事業の準備行為、付随する行為及び関連する行為については、契約締結日より前に実施することを妨げない。ただし、その費用は委託事業者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (3) この指示書に定めのないものは詳細を協議の上決定する。

## 14 事業の問合せ先

地域支援事業部 鶴時 徹

電話 011-231-2900

E-mail t\_tsurumaki@visithkd.or.jp

以上

平成31年度春季北海道観光需要喚起事業  
企画提案書

企画提案内容	
需要喚起事業の名称	
需要喚起事業の内容	
企画提案の目的適合性	平成31年4月の道内旅行を喚起出来る理由
	道内客、道外客両方の旅行需要を喚起出来る理由
	地域偏在の解消に寄与出来る理由
業務遂行能力	本事業に係る組織体制、人員、役割
	企画提案内容に関する能力、実績
経済性 (予算1,000万円当たり)	見積概要・主要費用
	送客目標
独創性	提案内容や貴社の強み
波及性	見込まれる波及効果
その他	

以下、審査時には非表示

担当者情報	
作成日	
社名	
部署名	
役職	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	